

2017年3月14日

「独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案に係る関係政令・関係省令の改正案」についての意見書

山口県高等学校教員組合

1. 教育基本法第4条（教育の機会均等）にあるように「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければなりません。そして「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければなりません。この点において、国が返還の必要のない奨学給付金（「学資支給金」）制度に大きな一歩を踏み出したことは歓迎されます。しかし、憲法・教育基本法の理念に適うような制度とするにはまだ十分とは言えず、今後の一層の改善を期待するところです。

2. 日本の大学に通うために必要な学費は国立大学であっても、自宅通学なら年間110万円、自宅外であれば年間220万円（日本政策金融公庫調べ）です。これに入学にかかる費用として別に100万円かかります。私立大学ならば、その1.5倍、医・歯・薬学系ならばさらに学費が必要となります。これに対して、政令案で提示された学資支給金は2万～4万円。必要な学費とは大きな隔たりがあります。学生が、アルバイトに頼らなくても安心して勉学に励むことができるよう、支給額の大幅な増額が求められます。また、児童養護施設の入所者等への入学時給付金についても24万円からの大幅増額が必要です。

3. 第一種学資貸与金の貸与額の選択肢を増やしたことは歓迎されることです。しかし、残存適格者をすべて救済するほどの改善とはなっていません。選択肢を増やすだけでなく、予算を大幅に増額し、適格者のすべてに第一種学資貸与金がゆきとどく制度にするとともに、第一種学資貸与金の資格要件を緩和し、希望するすべての学生が第一種学資貸与金を受給できるようにすべきです。奨学金制度が「奨学ローン」ではなく、その制度の理念に適うような、困窮する若者を救済する制度としなくてはなりません。

4. 文部科学省令で定める学資支給の基準として、「特に優れたものであって経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者」とありますが、その選考対象者は校長や学長の「推薦を受けた者」、「高等学校卒業程度認定試験の合格者」等です。また、選考に当たっては、高校等の「成績等に基づき、学力及び資質を総合的に判断し、特に優れていると認められること」とされています。しかし、経済的に困窮した家庭の子どもたちは、「経済格差＝教育格差」という状況のもとで、十分に教育機会が与えられなかった

り、教育環境が乏しかったりする中で、成績が十分ではない者も少なくありません。選考の基準に「成績」を勘案することはふさわしくなく、「経済的理由」と「修学意欲」のみを基準とすべきです。

5. 「学業成績が著しく不良となったと認められるとき又は学生等たるにふさわしくない行為があったと認められるとき」には、学資の支給額全額または一部を返還させることができるとしています。しかし、成績の著しい不良や学生としてふさわしくない行為がどの程度のものなのか具体的に示されていません。これは、受給者の過度な不安をあおり、安心して勉学に努める態度を阻害するものです。学生は、「いつ支給を止められるかもしれない」「返済を迫られるかもしれない」といたずらに不安を掻き立てられ、実際に返済の義務を生じたならば、苦しい経済状況の中でアルバイト等の労働を迫られ、結果として学業から追いやられることとなります。これはもはや奨学金の趣旨と理念を大きく逸脱するものです。しかも、返還不履行であれば「民事訴訟法等」に定める手続きも辞さないという態度は、受給者への脅しであり、断じて容認することはできません。